

報告 1

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例 について

三次市放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正したため、別紙
のとおり報告します。

令和4年12月22日

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範